

8 推進体制と計画の進行管理

(1) 推進体制

府民運動として推進

食育にかかわる団体と連携し、食育を府民運動として推進します。

府民により近い市町村と連携し、それぞれの役割に基づく取組を進めます。

食育にかかわる団体で構成する協議会を設置します。

京都府における推進体制

庁内連絡調整会議により、関係部局が連携し、総合的に食育の取組を進めます。

(2) 計画の進行管理等

行動計画の管理・公表

本計画に基づき年度別計画を策定するとともに、年度別計画の実施状況をまとめ、ホームページ等で公表します。

実施状況の点検と翌年度計画への反映

本計画に基づく取組の年度別実施状況をまとめ、関係団体が構成する協議会において、毎年、点検します。

その点検結果を、翌年度の計画に反映させます。